

都城工業高等専門学校専攻科における授業科目の履修等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都城工業高等専門学校学則第45条第2項、第46条第3項及び第48条の規定に基づき、専攻科の授業科目の履修・修得方法及び成績の評価並びに修了の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業)

第2条 授業は、1単位時間を標準50分とする。

2 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の計算方法)

第3条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号に掲げる基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(受講方法)

第4条 開設された授業科目のうち必修科目については全科目を、選択科目については所定科目を、それぞれ受講して、成績の評価を受けなければならない。

2 授業科目の受講に当たっては、当該授業科目の開講学期当初に、別に定める「授業科目受講届」を所定の期日までに校長に提出しなければならない。

(履修要件)

第5条 受講する授業科目の出席時数が5分の4以上の場合は、その授業科目を履修したものと認定する。

(試験)

第6条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

2 定期試験は、各学期末に実施する。

3 追試験は、次の各号の一に該当する理由により、定期試験を受験することができなかった者のうち、別に定める「追試験受験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を得た者に対し実施する。

- (1) 病気（医師の診断書を要する。）
- (2) 忌引
- (3) その他やむを得ない理由があると校長が認めた場合

4 再試験は、第5条に規定する履修要件を満たし、第7条に規定する成績の評価が60点未満であった者のうち、別に定める「再試験受験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を得た者に対し実施する。

5 追試験及び再試験の実施方法については、別に定める。

(成績評価)

第7条 成績は、授業科目ごとに前条に規定する試験の成績及び平素の学習状況等を総合して評価する。

2 成績の評価は、100点法により行い、次の表に掲げる評語により区分する。ただし、100

点法による評価が困難な授業科目については、合格又は不合格とする。

評 価	100～80	79～70	69～60	59以下
評 語	優	良	可	不可

3 再試験により合格した授業科目の評価は、60点とする。

4 履修要件を満たさない授業科目の評価は、59点以下又は不合格とする。

(単位の認定)

第8条 前条第2項の規定に基づき、優、良、可及び合格と評価された授業科目については、当該授業科目を修得したものとして、単位を認定する。

(再受講)

第9条 単位を認定されなかった授業科目は、原則として次年度において再受講することができる。

2 前項により再受講する場合も、第4条第2項に規定する手続きを行うものとする。

(修了に必要な単位等)

第10条 専攻科の修了は、学則第46条に規定するもののほか、次の表に掲げる区分による単位を修得し、かつ、「生産デザイン工学」プログラムの修了要件のうち、「学士の学位を取得していること」以外の修了要件を満たさなければならない。

専 攻	一般科目	専門共通科目	専門専攻科目	合計
機械電気工学専攻	6単位以上	8単位以上	38単位以上	62単位以上
物質工学専攻	6単位以上	8単位以上	38単位以上	62単位以上
建築学専攻	6単位以上	8単位以上	38単位以上	62単位以上

(大学等で修得した単位の認定)

第11条 大学及び他の教育施設で修得した単位で、当該専攻が開設する授業科目に相当する授業科目と認められるものに限り、履修したものとみなし、16単位を超えない範囲で、当該専攻における単位として認定することができる。

第12条 都城工業高等専門学校専攻科の他の専攻で開設されている選択科目で修得した単位は、6単位を超えない範囲で、当該専攻における単位として認定することができる。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、専攻科の授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年12月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年5月18日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成23年9月5日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

2 改正後の第10条の規定は、平成22年度入学者から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。